

東京帝國大學經濟部內 東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

東亞經濟論叢

第貳卷 第貳號
昭和十七年五月

東亞廣域經濟の爲替理論……………	經濟學博士 谷口吉彦
貧樂生活及思想……………	商學士 大谷孝太郎
漢志にあらはれたる貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
支那銀行法規考……………	經濟學士 德永清行
滿洲國興農合作社の組織……………	經濟學士 大上末廣
印度經濟學の成立とその方向……………	經濟學士 島恭彦
支那女子紡績勞動者創出過程の特質……………	經濟學士 岡部利良
中晚唐時代に於ける燉煌地方の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞

附錄 南方文獻目錄

（禁轉載）

有斐閣發賣 肆書

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の

碾磑經營に就きて（下）

那 波 利 貞

四

磑戸が所管寺院の設置した碾磑を利用し磑博士を雇用使役して、所管寺院提供の麥粟を製粉する上に、磑課を納めて營利製粉を爲せしことは種々の點より證據だて得る。その第一は前述の磑課なる寺院收入の一名目で、寺院所要の製麩のみでは碾磑使用收益特免税などは起り能はぬ。第二は前掲の『入唐求法巡禮行記』に定覺寺莊内の水碾を定覺寺碾など稱せずして驛名を以て呼んで三交碾と謂へることである。巡禮行記の前後の文意より見れば、此の定覺寺莊の地は三交驛附近に位置せる筈にして、而して此の水碾磑を三交碾と稱するは本來定覺寺所屬の水碾ではあるが、三交驛を中心とする一定地域の百姓が皆その磑戸と契約の許に、此の水碾に據りて各々自家收穫の麥粟を製粉して便利を得居たる爲に、地方大衆自然の聲として三交碾の俗稱が起り遂に通俗的名稱と爲り居りし爲に、圓仁の紀行にその見聞の儘に登されたものと考へられる。此の水碾が定覺寺所用の製麩のみをなし一年間の大部分その運轉を休閑して居たならば三交碾の通稱も起らざりしなるべく、然る時は定覺寺碾なる名

稱も必ずしも必要でない。定覺寺碾なる呼稱にはその寺専用の感が深く、三交碾なる呼稱には三交驛地方一般共用受益の感が濃厚である。蓋し三交碾の管理者なる定覺寺の磑戸は手數料を取りて附近百姓の麥粟を製粉し、手數料の一部を磑課として定覺寺へ納め定覺寺は之を寺院經濟經常收入の一部と爲したることと思はれる。但し磑戸は手數料を取りて百姓の麥粟を製粉するのみにては収益はさして大でないから、之は如何しても自らの資本を以て麥粟を買入れ、之を麪として賣り出さなければならぬ。然れども寺院所屬の農耕地の小作人は概して富裕ならざれば、大規模に麥粟を買入れて粉として賣り出だす程の力は無かりしものと見なければならぬから、實際に於ては所管寺院の食料用の麪製造以外に寺院所有の麥粟を製粉して民間に賣り、その収益の大部分を寺院に納むる者が多かりしものと思ふ。結局叙上の手數料の幾割と製粉販賣収益の大部分が所謂磑課の名を以て寺院に收納された譯で、その富裕資力ある者は自力にて麥粟を買入れ、寺院所管の碾磑を利用して粉とし、その粉を一般民間に販賣した収益の一部を磑課として寺院に納める者もあつたであらう。然らば磑戸が磑博士を役使して日日運營する事業は所管寺院僧尼食用の製粉、自家用の製粉、近村の百姓の麥粟を手數料を取りて爲す製粉、寺院所有の麥粟を製粉して廣く民間に販賣する事業、僅ながらも自己の資本にて麥粟を買入れ之を製粉して民間に販賣する事業の五種で、その中で後の三者が収益事業で、その大部分または一部分を磑課として所管寺院へ納めたのであるから、その寺院と磑戸との關係たるや密接なる共存共榮のものであつた。右の事情であるから寺院の小作人とか牧羊人とか、當時の通稱に所謂寺戸の者は此の磑戸たらしむことを希望したであらうが、陸碾ならばいざ知らず、水碾は地方官憲より制限掣肘ある爲、寺院としても自由に濫設することが出來ず、その設置數は割合に少なかりし

ものと思はれる。即ち水碾の磑戸は割合に少いのであつた。陸碾と水碾とを比較すれば陸碾の方は牛馬の飼育料を要し、収益本位より謂はゞ水碾の一層有利なるに若かぬ。しかも此の一層有利な水碾には制限があつたのであるから、寺院としても自制を要し、寺戸の者が設置を希望し、またそれが寺院として有利なることが明白にても、その設置を躊躇した場合が多かりしものと考察せられる。佛國國立圖書館所藏燉煌文書第九貳八號紙背の『牧羊人安于略牒文』の如きは此の間の事情を示す一根本史料かと考へられる。曰く

牧羊人 安于略

右于略。長在山内。守護羊畜。家内細

幼繁多。並無經求得處。今于略有

少多麥粟。磑磨不得。伏望

僕射鴻造。先賜碾磑。將往群上濟給

存^ア口^イ今。

〔以下 闕文〕

右の文中の僕射なる語は左右僕射の官名に淵源するものなれども、中晚唐時代の民間通俗語としては單に俗人に對する通俗的敬稱に過ぎざるもので決して中央政府の尙書令の下官たる左右僕射を指せるものに非ず、中晚唐時代は本來嚴肅なるべき官名なる僕射・卿・尙書などが民間世俗的に比較的軽く慣用せられた時代で、これ猶ほ本朝にて嚴肅なるべき左衛門・右衛門・兵衛などの武官名が後世に匹夫野人の名として慣用せられて誰も怪しまざ

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

第二卷 五三七 第二號 一六七

るが如きと一般の現象である。その斯かる現象を生じたる主なる所以のものは二あり、その第一は玄宗の天寶十四載皇紀一四一五年
西紀七五五年十一月甲子日より起りたる安祿山及び史思明の叛亂の爲に、天下朝野等しく周章騷動を爲し、社會秩序の紊亂は申す迄も無く、政教の紀綱すら常規を逸脱し、朝廷は此の爲に國家財政の難に苦しみ、頻に軍功を賞するに官爵を授くることを以てし、また焦眉の國難を救はむとするに急なるの餘、叨に官爵を賣つたから、その爲官爵の尊嚴さが失墜し、施きて一般世人に朝廷の官爵を輕視する風を生ぜしめたることであり、その第二は唐初以來慣行せられた檢校官の制が、その中葉以來諸將の軍功を賞する爲に輕々しく濫用せられ、その名ありてその實無き檢校太師・檢校太傅・檢校太保・檢校太尉・檢校司徒・檢校司空・檢校僕射・檢校尙書・檢校常侍などの官に在る者が夥多しく存する様に爲り、これ亦一般世人に朝廷の官爵を輕視する風を助長したることである。前者に於ける實情の一斑は宋の司馬光の『資治通鑑』卷二百十九、唐紀三十五、肅宗の至德二載皇紀一四一七年
西紀七五七年五月癸丑の條に

是時府庫無蓄積。朝廷專以官爵賞功。諸將出征。皆給空名告身。自開府特進列卿大將軍。下至中郎將。聽臨事注名。其聽又聽以倍牒授人官爵。有至異姓王者。諸軍但以職任相統攝。不復計官爵高下。及清潔之敗。後以官爵收散卒。由是官爵輕而貴重。大將軍告身一進。後易一醉。凡應募入軍者。一切衣金紫。至有朝士僮僕衣金紫稱大官而執賤役者。名器之濫。至是而極焉。

とも見えて居る。告身とは任官辭令書で、本朝現行の官記である。空名告身とは何時にても被任命者の氏名を書き入れて任官辭令書としての効力を發し得る辭令用紙の意である。後者に就いても多くの支那の學者が夙に指摘する所で、例示せば清の錢大昕の『潛研堂文集』卷三十四、書二所載の『答袁簡齋書』に

夫檢校兼守判知之名。皆起於唐。但唐初所謂檢校者。雖非正授。卻辦本職事。如檢校侍中。檢校中書令。檢校納言。檢校左相之類。皆列於宰相表。與眞授者無別。而宇文士及檢校涼州都督。魏元忠檢校并州長史。亦是實履其任。蓋内外各官。皆得有檢校。若今署事矣。中葉以後。諸將多以軍功得檢校官。三公・三師・僕射・尚書・常侍。車載斗量。有名無實。

と謂ふ通である。僕射は唐制では左右兩僕射共に從二品官階の職事官であるが、此の『牧羊人安于略牒文』に於ては事實上、佛寺の都寺・監寺・監院の僧、或は俗人なる三綱、即ち寺院の庶務主事者を指して居るのである。監院・都寺の職に就きては唐の憲宗の元和九年皇紀一四七四年西紀八一四年に六十六歳にて遷化せし百丈大智覺照禪師懷海に依りて規定典範化せられ、その後宋・元と數次の増訂改補を見た『百丈清規』第四、東序知事の都監寺の項に

古規惟設監院。後因寺廢衆多。添都寺。以總庶務。早暮勤事香火應接官員施主。會計簿書出納綴。常令歲計有餘。雖主愛衆。凡事必會議。粟住持奉行。

とあり、中唐時代の實情は慈覺大師の『入唐求法巡禮行記』卷一、開成四年皇紀一四九九年西紀八三九年正月八日の條に凡此唐國。有僧錄・僧正。監寺三種色。僧錄統領天下諸寺。整理佛法。僧正唯在一都督管内。監寺限在一寺。自外方有三綱並軍司。

とある。寺院の製油・買油・碾磑・莊園・長生庫等の事務はすべて此の監院・監寺の嚴重なる管理下に置かれてゐたから、安于略の碾磑設置願即ち禮戸たらむとする願は監院・監寺へあてて出願された譯である。一寺院所屬の禮戸の數は、陸碾ならば自由に設け得るも水碾ならば前述の通り灌漑用水關係上制限せらるるから、製油戸なる梁戸ほどにはなくて、陸碾・水碾取りませて二三戸か、或は一戸であつたかも知れぬ。但し寺僧の食糧の關係上一寺院に少くとも一禮戸は必要であつたと思ふ。佛國第五貳九號燉煌文書三十三種中の第拾貳種に『從庚

寅年九月至辛卯年七月某寺支出曆殘卷」ありて、次の如く

庚寅年九月十一日就北府莊上付楊七娘子酒本粟貳拾壹

碩 曹富員酒本粟貳拾壹碩 秋禮麻伍碩 十二月廿五日弔

孝達家 夫人大社粟壹斛小社粟壹斛 廿九日

闍骨子舍價粟拾碩 辛卯年正月九日還翁闍骨子舍

價粟柒碩陸斛伍升 孔庫官社印沙仏粟壹斛 十七日還

汜都頭舍價粟壹車 靈品寺保清張法惠談李法律

二人將去結壇布施粟玖斛伍升 曹家送月粟壹斛伍升

索阿朶子贈粟壹斛 二月廿二日惠昌都頭粟兩碩壹斛布

施粟壹碩貳斛 曹家兄弟寒食粟貳斛臥醋粟玖斛

還曹邊樹木價粟兩碩伍斛 閏二月七日付候定住禮麩

粟兩車 長連下使油酒本粟肆斛 翁殘兒贈粟壹斛 十四日弔

孝索家娘子粟參斛 王像支贈粟壹斛 大讓莊種子麻玖斛

弔孝善昌都頭粟壹斛 清忽種子黃麻壹碩伍斛 長員種子

黃麻壹碩伍斛 索保宗贈粟壹斛 三月二日丑樺都頭地價粟

參拾碩 彭家渠養神粟壹斛 都官社弔孝粟壹斛 親事

弔孝鄧家阿師子粟壹斗 十八日付候定住禮麩粟兩車 買筥籠
 粟拾壹碩 孔住信贈粟壹斗 劉定子贈粟壹斗 閻都街社粟
 壹斗 五月廿三日付張清忽黃麻柒碩 六月十三日弔孝
 保弘張都頭粟壹斗又壹斗 十六日付荊都頭粟玖碩參
 斗 親使弔孝粟壹斗 七月九日付候定住禮麩粟壹
 車 付陳判官黃麻拾碩捌斗 卅日付高酒司酒本粟拾碩
 伍斗 弔孝尙書娘子粟貳斗 □□秋禮麩粟伍車 廻殘粟
 參車

〔以下闕文〕

とあり、第十五行目の都官社は恐くは都社官の誤記であらう。年紀の徴すべきものなけれども、内容より推すと淨土寺出納文書斷簡なるらしく、庚寅年は唐の懿宗の咸通十一年庚寅年皇紀一五三〇年 西紀八七〇年か後唐の明宗の長興元年庚寅年皇紀一五九〇年 西紀九三〇年かに擬すべきもので、此の中に次の支出細目の含まれて居ることは注意すべきである。

- 〔辛卯年〕閏二月七日 付候定住禮麩粟兩車
- 〔辛卯年〕三月十八日 付候定住禮麩粟兩車
- 〔辛卯年〕七月九日 付候定住禮麩粟壹車
- 〔辛卯年七月〕卅日 □□秋禮麩粟伍車

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

此の某寺の磑戸は寺戸の候定住の家に置かれてゐた譯である。また佛國第參四貳四號の『某寺己丑年麥粟入曆殘卷』には

己丑年甲申年春 王都判 磑粟拾碩豆粟壹斗五斗麥肆碩

羅麥八碩 己丑年春 王都 磑羅麥參拾碩粟壹車麥

壹車 陰荀子羅麥參車粟壹車軋麥壹車

珠善住羅麥參拾碩 張員保羅麥壹車 王滿成

磑粟柒碩麥參碩 何何盈粟參碩麥參碩

康阿朶羅麥拾五碩 目章三羅麥貳十五碩

軋麥六碩

とありて頻に磑粟・磑麥・磑羅麥の收入ありしことを列記してあるが、之は磑課粟・磑課麥・磑課羅麥の意なるべく、之より觀れば王都判・王滿成なる人々の家々に某寺の碾磑が設置されてゐて、之を利用して收益した王都判・王滿成等がその磑課として各々粟・麥・羅麥をその各々の收益額に應じて之を所管寺院へ納入せしことを示して居る。尙ほ前後の關係より想像を逞くすれば、管に王都判・王滿成のみならず、陰荀子・珠善住・張員保・何何盈・康阿朶・目章三の納めた粟・麥・羅麥も磑粟・磑麥・磑羅麥にして此の殘卷はすべて某寺の磑課收納曆なるかも知れず、然らば此等の人々は悉く此の某寺所屬の磑戸たりしものと考察し得る。少くとも此の某寺の磑戸が王都判・王滿成の家なるは明確である。王都判と王滿成とが同一人なるかも知れぬと謂ふ疑も發るが、

己丑年といふ同一年の記載中にて兩者を別個に書き別けてあるから恐くは別々の人であらう。假に兩者同一人なりと觀ても此の某寺の磓戸が王滿成の家なるは疑を容るべき餘地が無いと思はれる。

然らば中晚唐時代の燉煌地方に於て磓課として磓戸より所管寺院に納入する碾磓利用收益特免税は如何なる貌を以て納められたるかと謂ふに、私の考察する所では主として麥・粟・黃麻等の現物を以てしたものと思はれる。中晚唐時代中原地方に於ては錢幣の經濟的意義漸く重んぜられて輕物重錢の風起り、その弊に堪へず屢々重物輕錢の命令が出て居る。『唐會要』卷八十九、泉貨の條に、

〔開元二十二年唐紀二二九〕十月六日勅。貨物兼通。將以利用。而布帛爲本。錢刀是末。賤本貴末。爲弊則深。法教之間。宜有變革。自今已後。所有莊宅。以馬交易。並先用絹布綾羅絲綿等。其餘市價至一千以上。亦令錢物兼用。違者科罪。

〔元和二年唐紀二四六〕二月詔曰。錢貴物賤。傷農害工。權其輕重。須有通鑄。比者鉛錫無禁。鼓鑄有妨。其江淮諸州府收市鉛銅等。先已令諸道知院官勾當。……四月禁鉛錫錢。

〔元和六年唐紀二五二〕二月制。公私交易十貫錢已上。卽須兼用正段。委度支鹽鐵使及京兆尹卽具作分數條流聞奏。茶商等公私便換見錢。並須禁斷。

〔元和八年唐紀二五三〕四月勅。以錢重貨輕。出內庫錢五十萬貫。令兩常平收市布帛。每正段估加十一。

〔元和十二年唐紀二五七〕正月勅。泉貨之設。古有常規。將使重輕得宜。是資斂散有節。必通其變。以利於人。今綱帛轉賤。公私俱弊。宜出見錢五十萬貫。令京府兆採擇要便處開場。依市價交易。選擇清強官吏。專切勾當。仍各委本司先作處置條件聞奏云。

〔會昌六年唐紀二八四〕二月勅。緣諸道鼓鑄佛像鐘磬等。新錢已有次第。須舊錢流布。絹價稍增。……比緣錢重幣輕。生民坐困云。

など見える。然れば長安・洛陽・中原地方にては磓戸の磓課は錢を以て所管寺院へ納付するもの多かりしならむが、西陲僻遠の沙州燉煌縣地方は經濟界の發達未だ中原の如からず、唐末に至るまでも大體實物經濟なりしこ

と多くの燉煌文書に徵證して明であり、佛寺の出現破除曆を以て見てもその出納は概ね麥粟布帛類を以てして居るから、磑課も亦然りしものと考へられる。然らば磑課として磑戸より所管寺院へ麥粟布帛などを納入したる證據ありやと謂はゞ、私は之を當時の根本史料に指摘し得る。佛國第五五貳九號燉煌文書三十三種中の第參拾種の『某寺出現曆殘卷』即ち某寺の經濟收入目録に

麥粟拾貳碩 自年磑顆(一課)入

とあり、佛國第四五四號燉煌文書紙背の『某寺出現曆零片』に

新附 麥五十四石五斗 磑顆入

新附 粟四十三石五斗 磑顆入

なる磑顆即ち磑課收入目の記載あり、又佛國第參貳〇七號燉煌文書『安國寺上座勝淨等狀』に辰年・巳年・午年の各年次の磑顆入を記して

麥陸拾貳碩陸斗 粟參拾貳碩陸斗 黃麻貳碩捌斗 磑顆入 辰年入

麥陸拾貳碩陸斗 粟參拾貳碩陸斗 黃麻兩碩捌斗 磑顆入 巳年入

麥陸拾貳碩陸斗 粟參拾貳碩陸斗 黃麻貳碩捌斗 磑顆入 午年入

の諸收入目あり、磑顆は何れも磑課の普通當字と考へられる。また前掲の通り佛國第參四貳四號燉煌文書の

『某寺己丑年麥粟入曆殘卷』に

王都判 磑粟拾碩豆粟壹五斗麥肆碩羅麥八碩入

王都(判) 礎羅麥參拾碩粟壹車麥壹車入

王滿成 礎粟柒碩麥參碩入

とあり、また佛國第貳參四號燉煌文書紙背の『淨土寺應慶於願達手上交庫日已後所得麥曆』に收入麥の一細目として

又麥六石八斗 礎課 藺子^て糧^て恩子等入

ともある。右の中、『安國寺上座勝淨等狀』の辰・巳・午年各年の礎課入は數量も毎年等しく、また此の狀は本篇の初に残存の本文の全部を逐録紹介致したる通り、都べて安國寺の上座勝淨が此の三箇年間に管理した同寺の收入細目のみにして、その支出目は一項も無いのであるから、收入額が毎年等しいからと謂つて此の三礎課に對して特別の疑を挾む必要はないのである。私が斯く一見明白なことに對て手語絮説し、礎課入なる語の解釋に對して慎重な態度を持するのは次の如き理由の存するが爲である。

課とは前述の通り税、當然義務として納むべき錢物の意なるが、燉煌發見の佛寺直歲手下諸色出現破除曆に慣用せらるる課なる語の使用法には二種ある様で、私が『支那佛教史學』第二卷第一・二・四號所掲の『梁戶攷』に於て指摘し置きたる通り、梁戶即ち一寺院所屬の各製油戶より各梁戶共同分擔にて一箇年一定量、その寺院所要の油をば製油設備借用料・製油特權免許税としてその寺院に納貢し、之を梁課と稱して居り、それ以外に各梁戶が自己の資本にて盛に製油して販賣し、その利益の一部をば麥粟布帛蕪麩豆を以てして冥加料としてその寺院に納貢して居るが之には特別の名稱無く、梁課と謂へば前者で必ず油の現物を以てして一箇年の量が定まつて

居る。淨土寺の例では一箇年の梁課は油參碩・查(≡油滓)二十七餅である。此の梁課の例より見れば磑課も亦その寺院一箇年間所要の麩にして年々定額がありし様にも考へ得られ、しかも寺院經濟文書の收入の部に於て梁課の項目が獨立に立てられあるに、磑課の方は獨立項目が無く、しかも安國寺の場合磑課入として記せる辰・巳・午年各年の麥・粟・黃麻量が一定して居る爲に、茲に磑課の性質につきて一應の疑が起り來るのである。然れども油の梁課の場合は梁課たるべき油の製造原料黃麻などを所管寺院より各梁戸に提供支給せず、梁戸が製油設備借用使用料・製油特權免許税として各梁戸共同負擔にて自己の原料にて製油し、所定の量の油を寺院に納貢し、且つ梁課は實に現油のみを以てして居る。而してそれ以外各梁戸が自己の資力に任せて自由に製造販賣する油の利益の一部を自由製油賣油免許税即ち冥加料としてその寺院へ納むるものは必ず麥粟布帛菽麩豆などを以てして決して現油を以て致して居らぬ。然らば若し磑課を以て梁課と同じ性質の課なりとせば、磑課は常に年額が一定し且つそれが毎年必ず麩・麸の現物でなければならぬのみならず、寺院出納簿の收入の部に磑課麩幾何といふ獨立項目が有らねばならぬ筈である。然るに此の獨立項目は無きのみならず、その寺院一箇年間所要の麩・麸を製する爲の原料たる麥粟は、その寺院より所管磑戸へ提供したること佛國第貳〇四九號燉煌文書後唐の莊宗の同光二度の『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』などの明に示す所であり、且つ前掲の『某寺出現曆殘卷』・『某寺出現曆零片』・『安國寺上座勝淨等狀』・『某寺己丑年麥粟入曆殘卷』の各根本史料の明々に示す通り、磑課として納入されたものは麩・麸の現物には非ずして必ず麥・粟・黃麻などと爲つて居る。之より觀ると同じく課とは呼稱しながら梁課と磑課とは稍々其の性質を異にし、磑戸に於ては梁戸に於ける梁課の如き磑課の義務無く、梁戸に於

て特別の呼稱無くして自由製油賣油特權免許税として製油販賣の收益の一部分を寺院に納めしが如き義務をば負ひて、之を礎課と稱せしことを知る。之は結局梁戸の場合は原則として寺院より製油原料を提供せずして製油設備使用料・自由製油賣油特權免許税の二種を納貢せしめ、礎戸の場合は寺院所要の麩製造に對しては寺院所有の麥粟を提供して之を製せしめ、その製麩手數料と碾磑設備使用料とを相殺せしめ、唯自由製麩販賣特權免許税のみを納貢せしめて之を礎課と稱したる譯で、その然くなりし所以のものはその寺院所要の油と麩とに於て寺院よりその原料を提供せざるか提供するかの差異ありしことに來由するのである。

礎戸より所屬寺院に納入する礎課の量は、礎戸年々の自由製麩販賣額に大抵一定の量あれば、安國寺の例の如く辰・巳・午の各年度全く等量の礎課納入と爲り居りても別に怪しむに足らず、安國寺所屬の一戸乃至數戸の礎戸より納入せし總額が辰・巳・午の三年毎年等額となれる迄で、各礎戸の納入礎課額は個別的には年々多少の増減があり、總額として變化増減無かりしものと考察せられる。梁戸の場合に於ても所管寺院の營利財源として重きを致したるは年額の一定し居りし梁課には非ずして、梁戸の自由製油賣油特權免許税たる梁戸收利冥加料の納入に在り、礎戸の場合も亦礎戸の自由製麩販賣特權免許税たる所謂礎課に在りしこと喋々を要せぬ。礎戸は所管寺院所要の麩を寺院提供の麥粟にて製造納入する以外は自由に碾磑を運營し、しかも同業競争者出現の憂無く、自由に製したる麩は所管寺院の擅にする地方的特殊權力を背景として廣く民間に販賣し多額の利益を獲得し、その一部分を礎課として所管寺院に納貢すれば、製麩販賣量の多ければ多い程、礎戸にも寺院にも都合が善く、寺院と礎戸とが共存共榮の關係に在りしことは寺院と梁戸との關係と全く同一である。殊に中晚唐時代の寺院の勢力が地

方的に強盛なりしことは斯かる共存共榮關係を發生せしめた根本原因で、その事は『梁戸攷』に於て佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳壹八七號の『寺院特殊權力擁護宣言』とも呼稱すべき天壤間の孤史料たる當時の根本史料に據りて縷述したから、茲に再說せぬが、兎に角も寺院の特殊權力の強大にして地方官憲の行政權執行に或る程度の掣肘さへ加へ得たる程なりしかば、碾磑、殊に水碾の設置にも擅横振を見せ、之を利用する磑戸も亦同業競争者の出現を排して所管寺院の庇護の下に巨利を博し得られ、施きて所管寺院も碾課收得による一箇の營利財源として之を重視し、その設備修繕等は之を寺院經濟にて負擔し、磑戸を保護して共存共榮を計りたるものである。

右の如き事情なれば、碾磑經營は中唐晚唐時代の寺院にとりて重要な財源の一にして、磑戸を監理しながら收益を計ることは重要な寺務の一端、碾磑經營事務記録は寺院の貴重書類として保存したること想像するに餘あり。之を證據だつる一根本史料は同じく中晚唐時代のものなる佛國國立圖書館所藏第參五八七號燉煌文書の『佛寺什寶什器貴重文書目錄殘卷』である。首尾共に缺けて居て、遺存する所は僅に二十五行にしか過ぎないが、次の如きものである。

〔前部缺〕

壹 長捌尺闊伍尺 經椽貳 燈樹壹并木仏堂子 竹

籠壹 火珠同鈴壹 銅香蓋子壹 畫木匙壹

木椀參 大花瓊參領内壹破 大黃花瓊壹 長丈貳

青花瓊貳 壹在善應 又青花瓊條破 瓊毯



褥子壹 破箱壹合 圖陸隻 金銅藥師像一

繖 聖僧仏帳一 染香奩蓋一 食積一 經褐

細坐具一 參屈了銅平子一 黒木壘子玖 參

針釜貳拾肆 窠花兼布履兩面咬子具足

破幡兩放子 大布幡兩口 諸家賣捨文契及買道

論體文書一角 螺頭一 金剛杵同鈴參 小并幡

貳拾口 又大絹幡一口 仏聖齋貳 生絹大傘一 小仏帳

子一内金剛像貳 芥參 天王肆 普賢像子一 白像子貳

金銅脚銀泥幡陸口并幡 已上物在陰上座邊

小銀泥幡壹拾貳口 春裙小幡轆一 長壹丈二尺

又參尺小幡轆一 青裙銀泥經巾子一 青絹履

畫木香奩一 大銅鈴一 紙箱子壹合 畫布

經巾貳 朱履椀子一 黒木椀子貳 又黒木椀子

伍枚 黒木壘子貳拾壹 朱履染壘子壹 黒

木壘子壹拾伍枚内欠肆箇 在汜寺主 大破勃落

一 又大方檀染領 惹臺銅壘子一 又小并貳拾

中晚唐時代に於ける檉煌地方佛教寺院の儀禮經營に就きて

五尺花牙盤一 諫導經巾 長柒尺 畫木香奩一

仏殿角上銅鈴一 生鐵參斤 賀蘭經椽一 長

柄香爐一 又小經椽 在洪濬 大絹幡一 肆窠毬毬一

仏幡帳一長丈捌并錦鬘 大白木幽一并蓋 新瓊

畫額 地依一 又伍尺花牙盤一 瓮一口在南庫

〔以下缺文〕

右には隨分普通當字や俗字・俗語もある様であるが、第一行以下に習見する經椽の様は何れも案の意、第十八行以下に疊子とあるは何れも疊子の略書であつて疊子は椽子の普通當字、椽子とは木製の小皿の意である。之が陶瓷製なる時は椽子と書す、何れも俗語である。第十行以下に習見する并は申す迄もなく菩薩の略字である。第二十二行の賀蘭經椽は椽木製の經机であらう。椽は本朝に於ては樹名として存せぬらしいが、今日の甘肅省寧夏縣城の西方に土名に阿拉善山或は乞伏山と呼稱する山がある。これ唐詩に習見する賀蘭山であるが、此の山に椽と稱する特殊なる樹木生じ、その樹は青白雜色を呈し恰も駿の毛色の如くであるといふ。北方胡人は駿馬を賀蘭と呼稱するから、此の椽木のある山の意で、此の山名をも一に賀蘭山と謂ふのであるといふ。これより考察すると椽木は賀蘭山特産の樹木らしく、その爲椽木と賀蘭とは同義語として該地方人に俗用せられたるものと考へ得られるから、その山の地理的位置の關係より見ても賀蘭經椽は賀蘭山産出の椽木を以て製した讀經机と觀て宜しいと思ふ。第二十一行の諫導は本朝近世に於ける南蠻貿易で輸入せられ、茶器の囊や懷中紙入の袋物などに製せら

れて珍重せられたカンタウ織であらう。カンタウ織は本朝では普通に間道織とも廣東織とも書き習はせて居るが、また諫導とも支那で書かれたことあるを知り得ると共に、此の稱呼が既に中晚唐時代に支那に於て通行してゐたことを知るべきで、蓋し西域地方にその漢字音譯の語源を求むべきものであらう。燉煌發見根本史料の説明の序ながら述べて置く。

却説此の『佛寺什賣什器貴重文書目錄殘卷』は何と稱する寺院のものなるか、その寺名は明でないが、蓋し燉煌の淨土寺か三界寺か安國寺か、兎に角唐代沙州十七寺中の一寺のものなるべく、その第九行目より第十行目に亘りて諸家賣捨文契及買道論磓文書一角なる目のあるを注意すべきである一角とは一包・一束の意である。その諸家賣捨文契は諸家賣舍文契にして、當時少くとも燉煌地方にては民間の土地家屋買賣に際し寺院が公證人の如き役目を爲し、その買賣契約書の副本を證據書類として寺院に保存する習慣なりしこと遺存の文契に徴して明であるから、此の某寺貴重文書の中に之があるのであり、買道文書は道路を買入れたる契約文書で地圖などの添附されて居るものであらう。而して論磓文書は即ちその寺の磓經營に關する文書で、何れも貴重書類として寺の什賣目錄に登されて居るのである。斯くして中晚唐時代の寺院は免許制にて濫設を許されざる爲に自由競争者の出現せざる磓を設置して磓戸をして運營せしめ、磓戸と共存共榮關係を以て磓課を徴收し、貴族・富豪・權勢家と同様に麥粟製粉の利益を壟斷し、以て寺院收入財源の一と爲したることを知り得る。此の事は從來も大體は學者の間に知られて居て珍奇な問題ではないが、何分にも當時の寺院會計の詳細に關する民間文書・寺院會計文書の缺如せる爲、その運營の經緯が一切明ならず、磓戸の存在、それと寺院との關係など全く知られて居なかつ

た。今幸に當時の根本史料を得てその一端を述べ得たるは私の竊に欣幸とする所である。

以上論述する所、論多岐に亘り、また燉煌文書利用の關係上、史料の吟味批判の爲にも相當の論述を爲し稍冗漫に流れた部分もあるが、之は已むを得ざることである。最後に所論を要約すれば次の如くである。

一、中晚唐時代の佛教寺院が地方的に法城の特権力を揮ひ、盛に碾磑を經營して收益を計りたることは、從來學界に知られてゐて何も珍らしい新研究問題ではないが、當時の寺院經濟に關する詳細な根本史料・民間經濟文書の缺如せる爲、その經營の經緯の詳細を知ることが殆ど絶望の貌に在りしこと。

二、然るに英佛兩國に成藏せらるる燉煌發見文書の中には、中晚唐時代の燉煌地方寺院直隸僧手下諸色出現破除曆即ち寺院會計擔任僧の書記した寺院會計收入支出明細簿が相當に遺存し、此等に據りて當時の寺院の經濟的生活一般が窺知し得られ、乃ち碾磑經營に關しても、或る程度までその詳細なる事情を知り得られること。

三、此等の寺院會計收入支出明細簿の中に、寺院收入の一呼稱として碾課なる名辭が習見し、また磑戸・磑家なる名辭も散見すること。

四、當時燉煌地方の三界寺・淨土寺・安國寺などが主としてその寺有農耕地内の小作人の家に、或る場合には寺の牧羊人の家に、即ち汎稱すれば所謂寺戸の家に、一箇處乃至數箇處、寺院の費用を以て設備且つ修繕をも爲す碾磑工場を有し、そのこれある寺戸の家を磑戸と稱して之が運營に當らしめ居りたること。

五、磑戸には製粉専門の從業職工あり、之を當時一般の俗稱に磑博士と呼び、その雇傭賃金は之を磑戸にて負

擔したるものらしきこと。

六、 礎戸は先づその所管寺院の僧侶沙彌の食料たるべき年額一定量の食糧麩即ち麥粟粉を製して之をその寺院に納貢すべき義務を負つて居たが、その原料たるべき麥粟は全部その所管寺院より支出提供せられたるものなること。此の際の製麩手数料は碾礎設備借用料と相殺して之を礎戸より寺に要求せざりしものならむこと。

七、 寺院所屬の各礎戸は、所管寺院の爲に當然負擔すべき食糧麩製造、並に寺院の販賣營利すべき麩製造の兩義務を實行すると共に、礎戸各自の資本能力にまかせて自由に麥粟の製粉を爲し、所管寺院の擅にする特殊權力を背景としてその庇護の下に、廣く之を民間に販賣して利益を獲得し、その利益の一部分をば、自由製麩販賣特權免許税即ち賃借料無くして寺院の碾礎設備を自由に利用運轉することを許されたる冥加料として之を所管寺院に納貢したること。並に寺院側としては此の冥加料を礎課と呼稱して、寺院經常收入の一重要財源と目し居りしこと。

八、 礎課の課の意義は負擔税ではあるが、製油の梁戸より一年一定量の油の現物もて所管寺院に納貢する梁課の課とは稍々其の習慣的使用法を異にし、全く礎戸自身の純利益の一部を冥加料として納貢するものなればその課額に消長増減あり、且つ決して麩の現物を以て納貢し居らざること。此の礎課・梁課の課字の習慣的使用法の差異につきましては『支那佛教史學』第二卷第一・二・四號に連載發表せる拙稿『梁戸攷』を参照せられたきこと。

九、 礎戸より所管寺院へ納貢する礎課は必ず麥・粟・黃麻などの現物を以て爲され、所管寺院の收入目の上に

ては麥・粟・黃麻などのそれ／＼の收入欄に分載せられ、その總計の條にてその總額を通算して磑課收入と總稱せること。

六、唐末・五代までも殆ど實物經濟の狀態なりし煖煌地方のこととて、磑課は麥・粟・黃麻などの現物納貢と爲れるも、中唐時代以來漸く錢幣經濟の發達しつつありし長安や洛陽等中原の巨寺大刹所屬の磑戸にては蓋し錢を以て之を納貢するもの多かりしならむこと。

七、磑戸の事業は(甲)所管寺院所製食糧麪を寺院より提供せらるる麥粟を以て製造納入すること。(乙)寺院の食糧用以外に寺院所有の麥粟を製麪し、之を廣く民間に販賣して寺院の収益事業經營に參與すること。此の際寺院側より或る程度の報酬を磑戸に與へたと想はるるが、之を立證すべき的確なる根本史料は未だ見當らぬ。

(丙)磑戸が自家の資本と能力とにまかせて自由に麪を製し、之を廣く民間に販賣収益すること。此の際その販賣利潤の幾部分をば磑課として所管寺院に納貢したること前述の通である。(丁)地方民間百姓庶民の依頼に應じ手数料を徴收して麥粟を製粉したること。此の際もその收入する手数料の一部分をば磑課として所管寺院へ納めたものと想像せられる。(戊)磑戸自家食用の麥粟製粉を爲すこと。

八、所管寺院と所屬磑戸とは、寺院が磑戸に託して廣く販賣収益する麪の製造と磑課の收納關係とを以て、相互依存共榮共存の關係にあり、寺院の食糧以外の麪の製造販賣量及び磑戸の自由製麪販賣量が増加すればするほど寺院も磑戸も共に収益が増加したから、互に相努力して碾磑を經營したるものなること。

九、磑戸は所管寺院の地方的特殊權力を背景としその庇護によりて同業競争者出現の憂患無く、安んじて製麪

に専心従事し、寺院も亦磴戸の努力奮勵に依頼して販賣麪による收益の増加を期待したること。

四、磴戸制を以てする寺院の斯かる營利事業經營の如きは、寺志類の書籍に登載せらるべき性質のものに非ざるを以て、當時の寺院直歲僧の詳細なる會計出納明細原簿類に據るに非ずんば、到底今日その詳細なる經營經緯を知り得ざるものなること。

五、天壤間の孤史料とも謂ふべき燉煌文書中の幾多の寺院出現破除曆に據りて、少くとも中晚唐時代の燉煌地方の佛教寺院の碾磴經營の實情の一斑が斯かるものなりしことを知り得るが、こはその詳細の猶ほ闡明されざる中原の唐代寺院の碾磴經營の研究上に尠なからざる参考事象となるべきものなること。〔完〕

—昭和十六年七月七日・支那事變第四周年記念日・夜半稿了—

増記

私は本篇第三節に於て麪に關する諸種の支那記録を指摘し、魏の賈思勰の『齊民要術』・明の宋應星の『天工開物』などの記載に據りてさへも、一石の小麥を粉としたる場合、普通に幾何容積量の麪と麩、即ち精麥粉と粗麥粉とを製出し得るかは、之を的確に知ることが出來ぬと述べ、竟に皇國現代に於ける麥・麪關係の實情より之を考察して、小麥一石は粉とすれば一石五斗七升乃至一石六斗の麪麩が得られるとして論を進めた。此の實情を述べた記載は、支那に於ける書籍では遽かに發見し得ないが、皇國に於ける古書には之を發見し得ることを書き洩らしたから、茲に附記するが、藤原忠平等が勅を奉じて撰んだ『延喜式』の卷三十、大膳職下の條の造雜物法の項に

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磴經營に就きて

第二卷 五五五

第二號 一八五

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

第二卷 五五六 第二號 一八六

米粉料。 米一石得二石。

麥粉料。 小麥一石得一石五斗。

とあり、稻米一石を粉とすれば二石の米粉を得、小麥一石の場合は一石五斗の麥粉を得られるものと規定してある。蓋し當時の實情より緣由せる規定であらう。しかも藤原忠平の『上延喜格式表』の文の中に

於是搜古典於周室。釋舊儀於漢家。取捨弘仁貞觀之弛張。因脩永徽開元之沿革。勒成二部。名曰延喜格式。

とあるより觀ると、永徽・開元の唐制を參酌する所の多かりしを知る。然らば『延喜式』に小麥一石が一石五斗の麥粉となると規定せられあるは實に本朝當時の實情を示せるのみならず、唐に於ても亦同様なりしことを暗示せるものと考察すべく、若し『永徽式』か『開元式』かの完本が今日に遺存し居らば、必ずやその中に麩麩に關して小麥粒と麩麩との容積的關係が二と三との比率となる様な數量的關係記載を發見し得らるると信ずる。

——昭和十七年五月五日附記——